

ワンクリック請求のサイトには連絡しないで!

2015年7月15日号

「サイトを閲覧中、有料だとの認識がないまま、突然、請求画面が表示された。3日以内に支払うよう書いてあり、慌てて退会ボタンをクリックするとサイトにつながり、3日以内に支払えば減額すると言われた。支払わなければならないか。」など、ワンクリック請求に関する相談が増えています。

最近では、請求画面が表示されると同時にシャッター音が鳴り、顔写真を撮影されたようだという相談や、自動的に電話が発信されるという、従来とは異なる手口が出てきているようです。

また、ワンクリック請求運営会社との解約交渉をうたっている一部の行政書士とのトラブルも多発しています。行政書士が返金、解約交渉などを行うことは弁護士法に反する可能性が高く、認められていません。請求画面が出ても慌てず、消費生活センターに相談しましょう。